5 財 第 1 8 3 号 令和5年10月30日

各 部 長 様 各 所 属 長

喜多方市長 遠 藤 忠 一

令和6年度当初予算編成方針について (通知)

第1 日本経済と国の動向

日本経済の基調判断について、本年9月に公表された『月例経済報告』においては、「景気は、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価状況、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされ、依然収束の見えないウクライナ情勢に加え、イスラエル・パレスチナ情勢による影響も懸念されるなど不透明な世界的動向もあり、依然として予断を許さない状況にあると考えられる。

このような状況の中、政府は、『経済財政運営と改革の基本方針2023』において、「令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」とし、本年8月に公表された『令和6年度地方財政の課題』においても、地方交付税算定の根拠である地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額は、前年度の水準を下回らないよう実質的に同水準が確保されている。

一方、「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。」としている。また、『令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について』では、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」とされ、地方に対しても厳しい歳出改革を求められることが見込まれる。

第2 本市の財政状況と今後の課題

本市の財政運営については、5年間における歳入歳出等の見通しを立て、財政収支の均衡と健全財政の確保を図り、総合計画に基づく諸施策を財政面から位置づけるため「喜多方市中期財政計画」を策定し、毎年度ローリングによる見直しを行いながら計画的に進めてきたところである。

令和4年度決算における財政の健全性を示す4つの指標(実質赤字比率、実質連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)はいずれも早期健全化基準を下回

り健全な状態を維持しているものの、財政力指数を含めた指標は県内各市の中でも依然下位であり、特に財政構造の硬直性を示す経常収支比率は98.2%と市税や普通交付税などの経常的な歳入の大部分が人件費、公債費、扶助費をはじめとした経常的な歳出に充てられ、政策的な経費は基金からの繰入によりその不足額が賄われている。さらに、市町村合併後、合併特例債をはじめとする市債を発行して対応した大規模事業に係る償還が後年度の公債費の額を押し上げるため、今後財政指標に影響が出る見通しであり、中期財政計画の中で示している財政運営の基本的方針を徹底して実行していかなければならないところである。

少子高齢化や人口減少といった構造的な要因により市税収入や普通交付税の大幅な増額が見込めない中で国の『こども未来戦略方針』に基づく少子化対策・こども政策の抜本強化やDX、カーボンニュートラルの推進への取組など、コロナ禍を脱し、多様化・複雑化する行政課題に取り組んでいく必要がある。しかしながら、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢等を起因とした原油価格・物価高騰、昨年8月に発生した豪雨災害等への対応に財政調整基金等の大幅な繰入を行ったことから、基金残高が大きく減少しており、健全な財政運営を可能とするため基金残高の回復が急務となっていることが今後の財政運営の最大の課題である。

このことから、財政調整基金等の確保をはじめ、将来を見据えた持続可能な財政構造の構築とともに、少子・高齢社会への対応をはじめ、協働のまちづくりのための住民自治の推進、脱炭素化へ向けた再生可能エネルギー対策への取組強化、防災・減災・国土強靭化への対応、DXをはじめとする行政のデジタル化の推進、健康寿命を延ばすための取組、社会保障の充実、風評被害払しょく、観光やインバウンドの再生、地域ブランド確立への取組強化、中小商工業者の活力創出、学校・教育改革など、多様化する住民ニーズに即応した諸施策の推進等を図る上で真に必要な行政サービスにかかる事業について慎重かつ適切に見極め、同時並行的に進めていかなければならない。

第3 本市の令和6年度当初予算編成

令和6年度の歳入見通しに関し、自主財源の根幹である市税収入については、震災復興財源確保法による特例措置の終了による個人市民税均等割の減少を見込むものの、所得が増となる見込から、市民税は令和5年度から若干の増加、固定資産税においては、評価替えの影響により土地と建物において減少を見込み、令和5年度から減少、市たばこ税については販売動向から若干の増加を見込んでおり、市税全体においては当初予算ベース比較で令和5年度とほぼ同水準(▲0.1%)を見込んでいるが、人口減少という本市のみならず全国的な構造的問題を踏まえると全体として税収増につながる要因に乏しく減少していく見込みである。

また、歳入の約4割を占める地方交付税については、総務省の概算要求の段階で令和5年度より増額(+1.1%)となっているが、人口減少の影響も含め交付実績や国県の情報をもとに捕捉しうる要素を全て厳密に加味し、減額を見込んでいる。

臨時財政対策債については、国の概算要求においても令和5年度より減額(▲

29.0%) と見込んでいることから、普通交付税積算の考え方同様に交付実績や国県の情報をもとに、捕捉しうる要素を全て厳密に加味し減額を見込んでいる。

なお、譲与税・交付金等のうち地方消費税交付金及び法人事業税交付金について、 経済状況等を勘案し、若干の増額を見込んでいるところである。

また、繰入金については、公債費償還を含む将来の健全な財政運営の堅持を見据える観点から、基金残高の回復が喫緊の課題であると捉えているものの、急激な一般財源の減少による住民サービスの低下などの影響を回避するため、必要最低限の繰入をあらかじめ見込むこととしており、これにより基金残高が令和5年度より大幅に減額となる見込みである。

一方、令和6年度の歳出見通しについては、最低限必要となる経費のうち会計年度任用職員に伴う人件費や広域市町村圏組合負担金及び債務負担行為が設定された事業等の義務的経費が増加傾向にあり、義務的経費以外においては、近年、特に公共施設の老朽化や長寿命化等に伴う維持補修費が増加傾向にあること、また、普通建設事業費については新市建設計画や中期財政計画に掲げる各事業の計上や地方創生の流れに歩調を合わせた子育て環境整備などの施策展開、DX関連事業や脱炭素化に向けた再生可能エネルギー関連事業の実施など種々の行政課題への対応などから依然として応えるべき行政需要は多大なものとなる見込みである。

以上により、引き続き厳しい予算編成となることから、『真に必要な行政サービスに要する経費の計上』を基本にゼロベースから見直しを行い、必要性、緊急性、優先度等の再点検を徹底する必要がある。

新規事業の創設に際しては既存事業のスクラップを前提とし、同種事業の精査や 検証を行い必ず終期を設定するとともに、実施年度の調整や事業量の平準化を図る こと。

特に既存事業にあっては、現事業内容の見直しを必ず実施し、事業の効果、事業目的の達成度、事業の必要性と継続性について所属内で十分に精査し、事業の廃止・統合、事業量の調整、事業ごとの目標圧縮額の設定など、事業ベースでの精査を基本に予算の積み上げに努めること。

よって、各所属において、予算組み立ての方針をあらかじめ定め、その方針に基づき予算の調整を図るものとする。

なお、予算編成の方針としては、市全体で経費の削減を設定した上で、人件費や 扶助費、公債費等の義務的経費に加え真に必要な行政サービスに要する経費を除い た額を調整し、各所属における『一般財源要求限度額』を提示するものとする。

各所属においては、一般財源の要求限度額を範囲内として、各事業の重点化・選別化について十分精査し、その提示された範囲内での予算要求を認めるものとする。各所属において増加経費が見込まれる場合は、課長等のマネジメントによって、要求限度額として示された一般財源の限度額内で調整することを前提とするが、所属内調整が困難である場合は部内等での調整も可能とする。

最少の経費で最大の効果を挙げるよう各所属内、各部内での調整を基本に<u>必ず提示された一般財源要求限度額内での要求となるよう積算に努めることとする</u>。

各部、各所属においては、以上の内容を踏まえるとともに、下記の事項に留意し、

適切な調整を図った上で、令和5年11月29日(期限厳守)まで予算見積書を提出するよう、喜多方市財務規則第7条の規定により通知する。

記

1 基本的事項

- (1) 当初予算編成の基本的な考え方
 - ① 当初予算の編成にあっては通年予算を原則とするものであり、当初予算の積 算に当たっては、年度内における総額を見積もること。総額の全部又は一部を 留保し、補正予算で要求するようなことは一切認めないものであること。
 - ② 見積り方法については、単純に前年度と同額とするような方法ではなく、令和4年度決算や令和5年度決算見込みなどを踏まえ、抑制や削減を基調に見直しを図りつつ、ゼロベースから所要額を積み上げること。

特に既存の各種業務委託については、仕様の精査を十分に行い、徹底して無駄を省き、事業のブラッシュアップを確実に行うこと。

- ③ 財政状況に対する関心を持ち、市民の視点・経営的視点に立ち、最少の経費で最大の効果を得るように効率化の徹底を図ること。
- ④ 現在の事業について、事務事業評価、PDCAサイクルなど様々な手法の活用により、厳しく再点検を行うこと。
- ⑤ 新規事業の創設に際しては既存事業のスクラップを前提とし、同種事業の精査や検証を行い必ず終期を設定するとともに、実施年度の調整や事業量の平準化を図ること。

特に既存事業にあっては、事業の効果、事業目的の達成度、事業の必要性と継続性について所属内で十分に精査し、事業ごとの目標圧縮額を設定するなど、事業ベースでの精査を基本に予算の積み上げに努めること。特に、以下に該当する事業については、積極的な見直しを行うこと。

【見直しのポイント】

- ・ 既に所定の目的を達成したにもかかわらず、明確な理由なく存続しているもの
- 民間で対応可能なもの
- ・ 類似の事業があるにもかかわらず、見直し等が図られていないもの
- 社会情勢等の変化によりニーズが低下しているもの

また、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施していた事業について、 財政構造の平時ベースへの移行の観点から、事業の見直しを厳密に行い、原則 として廃止すること。

- ⑥ 建設事業については、当年度の事業費及び財源だけではなく、維持管理経費、 市債の償還費など建設後のコストに留意し、真に必要性、緊急性、有効性など を分析・検証すること。また、中期財政計画への位置付けに留意すること。
- ⑦ 国・県補助金の動向に十分に留意し、廃止又は縮小されるものについては、 市負担への振替は原則行わないこと。また、国・県の補助事業でも一般財源を 伴うものについては、その効果や必要性を十分に精査すること。補助事業を理

由とした安易な事業着手により、結果として多額の一般財源の持出しを招くことのないよう十分留意すること。

- ⑧ 予算見積りに当たっては、関係部局及び関係機関との事前協議を十分に行う こと。特に、各所属にまたがる事業については関係所属間で調整を十分に行っ た上で予算要求すること。
- ⑨ 総合支所が所管する事業については、本庁主管課と総合支所担当課で十分に協議・調整を行った上で予算要求すること。

(2) 各所属別の一般財源要求限度額

- ① 別途通知するところにより、各所属別に一般財源ベースでの限度額を設定する。限度額の算出にあたっては、令和5年度における一般財源所要額の見込みをベースとし、市全体での削減額の目標を達成するため調整を行っている。
- ② 限度額の対象経費は、義務的経費、施設などの維持管理費、経常的な事務事業費、中期財政計画に計上見込みの建設事業費及び既定の債務負担行為に基づく経費である。
- ③ 各所属においては、「(1) 基本的な考え方」並びに下記の「2 歳入に関する 事項」及び「3 歳出に関する事項」等に基づき、経費の調整を図り、必ず限 度額内での予算要求をすること。

なお、所属内での積算が限度額を超える場合は部内における調整など所属間 で限度額を繰替えすることは認めるものとする。

- ④ 限度額設定時の一般財源総額は、総務省が公表した令和6年度概算要求に基づく地方財政収支の仮試算などから見込んでいるものであり、今後、地方財政対策等の決定などにより配分の変動も有り得るものであることに十分留意すること。
- ⑤ 限度額は一般財源ベースでの配分であり、事業費としてはこれに特定財源が 加わった額となるものである。したがって、特定財源の積極的な確保に努める こと。
- ⑥ 特定財源のうち事業費に直接連動しないもの等については、従来一般財源扱いとしてきたところであるが、その扱いを変更し、特定財源として計上し、要求限度額を積算している。これは上記の特定財源の掘り起しを行った場合、自所属の特定財源の増により、実質的な要求限度額の増に繋がるものであることから、積極的な確保に努めること。

(3) わくわく喜多方推進事業

当該事業については、「わくわく喜多方推進事業枠」で算出することを基本とし、 別途指示するところにより調書を提出すること。なお、財源については令和6年 度も令和5年度同様に「ふるさとづくり基金」を充当するものとする。

(4) 総合戦略事業

当該事業については、「総合戦略推進事業枠」で算出することを基本とし、別途 指示するところにより調書を提出すること。なお、財源については令和6年度も 令和5年度同様に「ふるさとづくり基金」を充当するものとする。

(5) 地域発展推進事業

当該事業については、「地域発展推進事業枠」で算出することを基本とし、別途 指示するところにより調書を提出すること。なお、財源については令和6年度も 令和5年度同様に「ふるさとづくり基金」を充当するものとする。

なお、いずれの事業についても現在の財政状況を勘案し、一定の限度額を設け ざるを得ないため、示された限度額内での要求とすること。

(6) 財政課長ヒアリング

現行の市長査定、総務部長ヒアリングの前段に財政課長ヒアリングを新たに実施する。これは、総務部長ヒアリング以降をより政策的な査定の場とし、その前段に予算の必要性、計上額の妥当性を確認・協議する場として実施するものである。なお、出席者は各所属長以下とする。

2 歳入に関する事項

(1) 全般的事項

歳入については、地方財政法第3条第2項において「あらゆる資料に基づいて 正確にその財源を捕捉し、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これ を予算に計上しなければならない」こととされているが、特に財源の見積りが過 大とならないよう十分に注意すること。

(2) 個別的事項

① 市税

市税は、自主財源の根幹をなすものであることから、税制改正や経済動向を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。

- ② 地方譲与税、各交付金、地方交付税 地方財政対策等の内容を十分に把握し、的確な見込額を見積もること。
- ③ 分担金、負担金 受益に対する負担割合等を再度検討し、適切な見込額を見積もること。
- ④ 使用料、手数料

これまでの実績や今後の利用見込み等を十分に踏まえ、収入見込額が過大とならないように留意すること。また、直近の改定から期間経過している使用料及び手数料については、単価等の適正見直しを図ること。

⑤ 国・県支出金

国及び福島県の予算編成の動向並びに通知、要綱等を精査し、的確な見込額 を見積もること。事業費と連動するものについては、歳出額の積算との整合を 図ること。

⑥ 市債

実質公債費比率及び市債残高の適切な管理を行っているところである。したがって、市債については中期財政計画に位置付けた事業等について計上を認めるものとし、その位置付け及び充当率を確認した上で所要額を見積もること。

⑦ 基金繰入金

基金の目的及び残高に留意し、計画的かつ適切な繰入額とするように注意すること。また、中期財政計画や収支状況を踏まえ、必要に応じて基金繰入れによる収支調整を図ることもやむを得ないので検討のこと。なお、今後充当予定のない基金、目的を達成したと思われる基金については廃止を検討すること。

⑧ その他の歳入

財産収入、寄附金、諸収入などについて、これまでの実績や今後の見込み等を十分に踏まえ、的確な見込額を見積もること。

3 歳出に関する事項

(1) 全般的事項

歳出については、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされている。また、地方財政法第3条第1項では「法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない」とされている。これらの規定及び次の点に留意し、抑制や削減を基調に適切な予算見積りを行うこと。

- ① 当年度の支出だけではなく、後年度の支出見込みについても十分に検討し、 将来的に支出の拡大を招くことになるものについては厳に抑制すること。
- ② 費用対効果比率 (B/C) の算定などにより、事業の有効性を確認するとともに、事業間での比較考量から重点・選別化、優先順位の明確化を図ること。なお、費用対効果比率が1.0に満たないものについては、原則予算措置を講じないので留意すること。
- ③ 経費の調整に当たっては、一律的な削減を行うのではなく、事業の延長・廃止・縮小可能な事業と充実・強化すべき事業を見極め、メリハリのある効果的な事業の構築を念頭に行うこと。
- ④ 積算については、その内訳を明らかにし、根拠を明確にすること。なお、参 考見積りを徴取する場合は、原則として3者以上の業者等から徴取することと し、比較検討の上、適正な額を計上すること。
- ⑤ 本庁から総合支所へ再配当となる経費については、総合支所の必要経費を事業ごとに積算すること。その際、内訳の積算方法は、統一すること。

(2) 個別的事項

① 人件費(報酬、給料、手当、共済費)

報酬については、会議の開催回数等を十分検討の上、的確な見込額を見積もること。職員給与については、令和5年度の職員数や退職者数等を的確に把握し、年度内の確実な所要額を見積もること。

会計年度任用職員にかかる人件費の計上については、従前からの職員配置を 踏襲して計上するのでなく、業務分担及び業務量の見直しも踏まえて必要最低 限の配置とし、調整していくこと。

また、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能になること等により経費の増大が見込まれることから、「令和6年度の会計年度任用職員

の配置の見直しについて(令和5年9月5日付け5総号外、5財号外通知)」に 基づく任用形態の見直し等、配置の見直しを図ること。

② 物件費(旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料など)

行政事務執行上の必要性を再点検し、縮減を十分考慮した上で、年度内の所要額を見積もること。特に「旅費」については、原則職務上参加しないと今後の業務に多大な影響が見込まれる場合を除き、引き続き新型コロナウイルス感染者が確認されていることも鑑み、県外や宿泊を伴う出張及び研修の場合は「リモート参加」などに代替し削減を図ること。なお、宿泊を伴う出張及び研修については用務に要する実宿泊数のみとし、前泊及び後泊は認めないこととする。また、遠方へのマイクロバスを利用しての出張等は安全・職員の健康面に配慮し原則民間の旅行会社等で対応すること。

委託料については、委託の必要性や仕様の見直し等により真に必要なものの みとし、見積もりは複数者から徴すること。

③ 維持補修費(需用費(修繕料)、工事請負費、原材料費など)

維持補修費については、緊急性や優先順位を十分精査した上で、年度内の所要額を見積もること。併せて、公共施設総合管理計画に基づく施設統廃合の実施についても検討すること。また、日常の維持管理においてもコスト意識を徹底し、所要額の節減を図ること。

④ 扶助費

該当者等を的確に把握するとともに、内容、効果等について再検討を十分行い、年度内の所要額を見積もること。

⑤ 補助費等(報償費、負担金補助及び交付金など)

「喜多方市補助金等の適正化に関する指針の策定について」(平成30年10月10日付け30財第249号総務部長通知)等に基づき、内容、効果等について再検討を十分行い、必ず「終期」を設定した上で積極的に整理、統合などの見直しを図ること。なお、県補助金などが廃止・縮減された場合は、市負担への振替は行わないので、市の補助金についても合わせて見直しをすること。

⑥ 公債費

長期債元金及び利子については、令和4年度までの既往債及び令和5年度の 新規債に係る償還額について見積もること。一時借入金利子については、資金 繰りの見通しと利率の動向に留意し見積もること。

⑦ 積立金

基金利子については利率等に留意し見積もること。

- ⑧ 投資及び出資金、貸付金 必要性、効果、貸付条件等を再検討し、年度内の所要額を見積もること。
- ⑨ 繰出金

特別会計に対する繰出金については、繰出基準に留意の上、見積もること。 基金利子の繰出については利率等に留意し見積もること。

⑩ 投資的経費(工事請負費、公有財産購入費など)中期財政計画に基づく建設事業について見積もること。見積りに当たっては、

緊急性・優先順位や費用対効果を再度検証すること。

⑪ 債務負担行為に係る経費

既設定債務負担行為の令和6年度経費について見積もること。また、新規の 設定に当たっては、後年度の負担を極力増やさないことに留意し、事業内容、 負担限度額等を十分検討の上、必要最小限とするよう配慮すること。

4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計については、上記内容に準ずるとともに、一般会計からの繰入金の軽減を図ること。

なお、公営企業等については、採算性の向上、経営の健全化を主眼に一層の経費 削減、合理化を図ること。また、下水道など現在整備を進めている事業にあっては、 加入率の向上を図るとともに、整備に比して加入率が遅れているような場合は、的 確な進度調整を図るなど健全な事業の推進に配慮すること。